

6 分限処分及び懲戒処分

6-1 分限処分

令和4年度に、地方公務員法第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局等(人)	0	430	0	0	430
教育委員会(人)	1	942	0	0	943
警察本部(人)	0	255	0	0	255

注1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

6-2 懲戒処分

令和4年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局等(人)	1	5	5	1	12
教育委員会(人)	18	7	22	4	51
警察本部(人)	3	2	9	5	19

注1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上。